



Wave

ウェーブ

発行：全国司法書士女性会

事務局：司法書士法人
東大阪前川滝川事務所 内

〒579-8036

大阪府東大阪市鷹殿町 1-7

TEL：072-981-5281

FAX：072-987-3460

全国司法書士女性会 お問い合わせ先 e-mail: joseikai@aoitakigawa.com 全国司法書士女性会 ホームページ <http://shihosyoshi-joseikai.com>

私達の声は、大きな波となり、願いが叶う日がきっと来る！



【第15回総会・第18回女性の集い】

2014年9月27日(土) 福岡でお会いしましょう！

「今しかできないこと・今すべきこと」

昨年、孔子様が人のことばを素直に聞き入れられるようになったという年齢・耳順を迎えた私は、その時ずっと気持ちが楽になるのを感じた。肩の荷が下りていく気配を実際に体験しているように身体が軽くなった様だった。たとえ、未だにふつつかなままであろうが、人格の向上がはかばかしくなろうが、ここに至れば、まず、生まれた責務を果たしたのではないだろうか。人生の一区切りとして良いのではないか、達成感に似た満ち足りた感さである。やっとここまでたどり着いた。

さて、そんな自分の今後の役割は、如何なる辺にあるのか。不穏な空気が漂う昨今の社会状況ではあるが、女性会の歴史的役割を信じて活動を続けていきたい。

そして、次代を担う人たちへのバトンタッチを模索する今日この頃である。

2012年10月13日土曜日～14日日曜日、京都駅前 メルパルク京都において、第13回全国司法書士女性会総会・第16回全国司法書士女性の集いを開催致しました。

土曜日の研修講師は、梅田公証人役場の公証人本多英明氏。梅田(JR大阪)という地にある公証人役場でご活躍の本多氏ならではの幅広い、意義深いご講義をいただきました。

翌日曜日の研修は、司法書士に必要な税務知識全般をご講義頂きました。講師の、TKC近畿大阪会副会長、北秋勝己税理士から明快な分りやすいご講義をいただきました。

北秋税理士には、これをご縁に、2013年、「集い」の研修講師をお願いすることになりました。税制変更の前後を学習する良い機会となりましたが、私個人にとっても「奇跡」のような出会い、中学時代を過ごした後すっかりご無沙汰していた同窓生との再会がありました。

さらに、同氏は同窓会の幹事をされており、1クラス約50名の時

代12クラスあった中学の同窓会へのお誘いを受けました。そして、婚姻後姓を変更した女性には連絡が困難な旨説明を受けました。それは、私自身のことでもあり、改めて「夫婦別姓制度」が有益であると確信しましたが、「選択的」ではなく一律「別姓」社会になれば、誰にとっても不都合がないもっとわかりやすい社会になるのではないかとの思いも抱きました。

2012年11月、恒例の「各士業女性合同研修会」のテーマは「ワーク・ライフ・バランス」講師に、法政大学キャリアデザイン学部、武石恵美子教授を招聘し、『ワーク・ライフ・バランスと女性の活躍推進』というテーマで基調講演をお願いしました。続いて、社会保険労務士・弁護士・税理士・司法書士・公認会計士、各士業からの発表があり、講師を交えてのパネルディスカッションを行いました。女性合同研修会ならではの、視野が広がったと同時に自らの日常生活を見直す良い機会となりました。

2013年10月5日土曜日、エキシブ白浜&アネックス、コンベンションホール白鳳において、第17回女性の集い・第14回全国司法書士女性会総会を開催致しました。温泉のあるリゾート地でのゆったり・癒しの滞在型プランを試みました。今後も機会があれば、企画したいところです。

今回の研修は、わが同級生、TKC近畿大阪会会長になられた税理士北秋勝己先生に税制改正点を重点的にご講義頂きました。

上記北秋税理士版税制改正についてのわかりやすいレジュメをはじめ、各研修会でご講義頂いた講師の先生方からの貴重な資料・レジュメをお預かりしております。ご希望の方に個別にお送り致しますので、お気軽にご一報ください。

お役に立てると大変嬉しいです。

会長 大城 節子



(お忙しいときに、貴重なお時間を頂戴して恐縮です、ありがとうございます。私たちずっと夫婦別姓制度の実現に向けて活動しております。これまでも、力強いご支援を頂戴いたしまして感謝しております。新政権に代わりまして、お立場的に党の方針等もありとは思いますが、この機会に改めて方向性などをうかがいたいということで、本日お訪ねいたしました。よろしくお願いいたします。)

野田聖子先生(以下「野」): よろしくお願ひします。

(自民党さんの方針は、とにかく女性登用、男女共同参画となっていच्छゃるとは思うので、その方向・可能性は、どのように)

野: 政策にとって一番の問題は、反対の声よりも「無関心」なんです。どうでもよいと思われてしまうと、国会の中で何も議論されないんです。例えば、いまTPPが議論になっています。賛否の意見が白熱していますから重要課題となるわけです。それに比べて、夫婦別姓についてはなかなか国民的議論にはなっていません。政治のテクニックで申し上げると、そういう「無関心」が問題なんです。「無関心」だと政策がなかなか進められないことが多いのです。

では、自民党内での議論はどうなっているかと言いますと、古い伝統を持った政党ですから、導入に強い抵抗感を持つ方が少なからずいらっしゃいます。日本の伝統的な風習がすたれて、伝統的な文化に大きな影響をおよぼすといった考え方にこだわるのが保守だとおっしゃる方もいます。一方で、違う考えの方も自民党には大勢いらっしゃいます。安倍さんもそうですけど、新しいものにチャレンジしていく。構造改革とは古いものを壊していくわけですから、その延

長線上に夫婦別姓があってもいいという議論もしているんです。

しかし、今は経済再生が重要課題ですから、それと直接のリンケージがないものは、先ほどの理由もあって遑上に上がりにくいんです。

もう一つの流れとして、任意ですが通称使用を拡大しようという取り組みが進んでいます。

夫婦別姓の議論で、よく私と高市早苗政調会長が対立していると言われるのですが、推進派の私は夫とは同姓で、反対派の高市さんは旧姓を通称使用されている。高市さんとは、「どこかで折り合えるよね」と話しています。

女性の社会進出において、姓を変えることの不利益はあるんです。独身の頃からご活躍されてきた高市さんが、結婚したからといって新姓で選挙に出て「だれ?」となってしまうんです。どんな仕事にも同じような問題はあるわけなんです。

では、どうするかですが、急進的には法改正です。でも、長年運用されてきた戸籍の法律を改正するには、他への影響も大きくなりますから、相応の根拠が必要になります。

そこで、今進めているのが通称使用の拡大なんです。ところが、通称使用の範囲が新たな問題になっています。職場では使えても病院では使えないといったことがおこるわけです。これはこれで、ストレスです。そこで、通称使用を一気に通貫、どこでも自分の名乗りたい姓で社会生活をおくることでどうか。そこまでは、反対していた高市さんとも折り合いはついていきます。通称使用を認めるのに、法改正が必要な場合と通達で済む場合と、制度によっていろいろですから、それらを整理していくことが次の課題となります。パスポート、健康保険証や運転免許証とかから、通称

使用が認められるようになれば、まずは良いのかなと考えています。

(あと銀行口座ですかね。)

野:皆さんにも、運動していただきたいんです。政治的にはいろいろな立場の方々がいますが、どんな立場の方々の中にも、夫婦別姓についての賛否があるんです。党派を超えて、多くの国民が声を上げていただきたいのです。国会という機関は、今の社会で不足不便があれば、立法府として法律で改められるところは法律を手直しできますし、政府に対して運用面で解決できることを要求することもできます。だから、国会議員としてできるところまではやりましょうということになります。懸念している方でも「ここまでなら大丈夫」という大人の民主主義ということまではやりたいですね。

でも、ご承知のように経済再生が喫緊の課題です。皆さんのお仕事の中でも、景気をどうにかしてくれという声が多いはずで、先ほども申し上げた通り夫婦別姓のプライオリティはどうしても低いんです。高市さんとは、ルートを絶やさずやりたい旨を伝えてあります。

(私どもとしたら、いろんな自民党さんの政策…)

野:自民党の政策集にわかりやすくまとめてあります。ウェブページからも閲覧できますから、機会があったら読んでいただきたいです。

(女性が活躍するには勿論、まずは道筋をつけていただく必要があります。例えば「役員中、女性が何パーセント占めるべきだ」というようなことと一緒にですね。別姓制度が整っていますと、さらに社会の中で活躍しやすい。特にもう——「先進国」というふうに言っていると思うのですが——その中では、日本だけ別姓制度が実現していないという状況になっています。今までAという名字で活躍していて、いきなり婚姻届を出したからといってBという名字に変わるなんていうですね、仕事がしにくい状況を変えていただくと、より女性が活躍しやすいっていうのがあると思うんですよ。)

野:そうですね。だからぜひ、皆さんには反対している方をどう説得するかっていう、そういうノウハウを皆さんで考えていただきたいんです。例えば家族のきずなが壊れるといったエモーショナルな不安に対して、どのようにフォローするのかとかです。他にも反対する方には反対する理由がありますから。

私も気を付けてはいますが、私たちは良かれと思っていても、反対している方はほとんど反対なんです。そんな方たちにも、まあこれなら仕方がないかなと譲歩してくれるような理論武装を、ぜひお願いしたいのです。

例えば、両親と名字が違っていると混乱するんじゃないかとの意見があります。それにどう答えるかなんです。私の場合は、子どもたちの名字は統一させますと答えています。でも、極端な別姓推進派は、子供たちも自由に選べばいいとなります。兄弟が別の姓でもよいか。夫婦間だけでなく親子の別姓の是非まで加えて議論すると、理解まで道のりは長くなっ

てしまうんです。

(若しくは、「選べるのでしたら成人してから」、とか。)

野:自民党が始めようとしていることは、働く女性を応援するという枠組みです。仕事をする中での不便を解消する。通称使用までですから、すごく限定的になります。でも、それを認めてくれれば、前に進めると思っているんですよ。

(あともう1つは、民法改正が今度…)

野:婚外子の相続差別解消の改正ですね。わたしは、それに別姓制度も織り込むというのは難しいと思っています。

(ただ、こうやって進めるうちに9月に最高裁判決が出て、多分法務省が動き出すと思うんですよ。非嫡出子の問題で。そのほか、債権法などの民法改正に別姓制度も盛り込めることとして考えられませんか。嫡出子の問題にからめて、別姓制度を成立させられないでしょうか。)

野:多分無理だと思いますよ。やっぱり、子どもの権利の問題とは切り離してやらないと。

(共倒れ?)

野:いえ。婚外子の相続差別というのは、子どもが紙一枚で差別される人権問題なんです。それと別姓の議論を一緒にするのは強引だと思います。

(強引ですかね。)

野:丁寧にやっていきたいんです。不磨の大典と称される民法は、本当に手強い法律で、一部分を改正するのも大変です。実はいま、養子縁組とかの法案も準備しているんです。今の民法は、体外受精とか不妊治療とかを想定していませんから。出産した人しか実母とは認められません。

私は、息子を出産したけど血縁はありません。でも、民法上は実母となります。向井亜紀さんは、お子さんと血縁はあるのに、民法上は実母になれません。向井さんは、最高裁まで争われたけど敗訴された。血縁を重視する日本社会の影で、認められなかったわけです。

実態として民法の想定外が存在しているわけですから、民法を実態に合わせて改正しなければならない。でも、民法に手を付けるといったら、それは大変だということになるのです。改正できたとしても、ものすごく時間がかかる作業となります。実態は待ってくれませんから、特措法で対応しようとしています。これはこれで抵抗されているのですが。

これは、自分の母親が誰なのかという子どもにとっては人道的な問題ですし、実態としてそういう子どもが存在します。それでも強い反対論があるんです。

反対している人たちにも、法学的に合理的な理由もあるので、そこは丁寧に議論して知恵を出し合っていくしかないのです。

通称使用拡大は、女性の利活用という成長戦略の枠組みの中で、女性が働きやすくなるためのツールとなります。別姓制度導入に比べれば狭い領域となりますが、まずはそこから考えています。それで、別姓に対する懸念が少しづつでも払拭されたいと期待しています。

(それで、通称使用を広げていこうっていうことですか。)

野:だから、事実上はストレスがなくなるわけです。法律上はとにかく。一氏制になっても。外を歩けばみんな自分の今までの名前で何不自由なくできれば。まずは…

(通称使用している人は本当に多いですね。)

野:別姓制度を導入しなくても、通称使用で充分じゃないかと考えてる方も少なくありません。でも、必ず法律を改正しなければ困るといった壁にぶつかります。その時こそ法改正の機運です。まずは、ストレスフリーで事実上のデファクトとしての別姓を実現して、加えて反対している方々の懸念が払拭できれば。

かつて、サッカーくじを導入するときも、小学校の教室が賭場と化すから絶対反対というPTAが実際にあったんですよ。新しいことを始めるのは、本当に大変なんです。

(相当反対にあいましたよね。)

野:反対側の懸念というのは、悔りがたいわけです。賛成側からすると、えっ?と思うようなことでも、ひとつひとつ払拭していくのが、私たちの仕事なんです。皆さんにも協力していただかないと実現は遠いのです。

(専門家の集団の、私たち司法書士、税理士、弁護士が共同して、職能団体からの提言ってどのような…)

野:「やりたい」という要望ではなく、「やってくれ」という要求になることを期待してます。通称使用の拡大をやってみても、法改正しないと困っている人がまだこれだけいると、いった、理念とかではない、士業の皆さんにしかできない、実態に即した法改正を要求していただきたいんです。

(そうですね。弁護士、税理士その他の各士業とともに、私たちは、全ての働く日本の女性のために、選択的夫婦別姓の早期実現を目指します。現に、旧姓使用制度を使用している女性が多く、仕事を継続するには姓の変更は、かなりの負担となります。

離婚する際に、旧姓が使用できる民法改正は、女性の国会議員の強い希望が実現されたと聞いています。婚姻における姓の選択の自由が認められる社会を実現していくことが、現在自由民主党が目指す、世界における女性の活躍する日本社会の実現と通じる政策であることをご理解いただけたらと思います。今日はありがとうございました。)

平成25年度 全国司法書士女性会の研修会の報告

1) 平成25年10月5日(土)

場所:エクシブ白浜&アネックス

第14回全国司法書士女性会総会 研修会

テーマ:日常業務に必要な税務知識(特に税制改正点を重点的に)

講師:税理士 北秋勝己先生(TKC近畿大阪会副会長)

平成25年度の主な税制改正点について。所得税にかかる主な改正として課税対象を現在の6段階から7段階にし、最高税率も40%から45%に引き上げです。

相続税も基礎控除額の引下げ(4割減)(5000万円+1000万円×法定相続人数→3000万円+600万円×法定相続人数)、最高税率の引き上げ(50%→55%)、税率構造の改正(6段階→8段階)で、これまで相続税申告は4%であったのが、8%になるであろうとの予想です。

贈与税に関しても、暦年贈与に直系尊属からの贈与である特例贈与が新設され、相続時精算課税制度の受贈者の範囲が「20才以上の孫」を追加し、贈与者の年齢要件も65才以上が60才以上に、また教育資金の一括贈与(30才未満の者の教育資金のために直系尊属が金融機関に拠出した1人1500万円までの金銭等の贈与税)の非課税措置等々、消費税の増税や法人税引き下げと相俟って、時の政権安倍カラーが色濃く反映された税制改正となっており、個人事業者は、法人を作った方が得ということでしょうか。大変興味深い内容であったという間の3時間の講義でした。



2) 平成25年11月23日(土) 場所:メルパルク京都
テーマ:家事事件手続法の解説と家事事件の具体的案件
講師:弁護士 打越さく良先生

この研修は平成25年7月13日に東京で開催されたのですが、申込み多数でお断りしたという経緯もあり、関西版として行いました。特に手続保障や手続きの透明性、子の意思の確認など、以前の家事審判法との相違を詳しく解説して戴きました。事案の積み重ねと試行錯誤によりもっと改良されていくことを望みます。出席者の中には、家事調停事件や家事審判事件の経験者もあり、より実務的な質疑応答でした。歯切れの良い解説に、あっという間の2時間半でした。



3) 平成25年11月30日(土) 場所:日本公認会計士協会近畿会

各士業女性合同研修会

テーマ:企業の海外進出 専門家としてアドバイスすべきこと

【第一部】JETROによる海外進出事例の紹介 講師:貿易・投資アドバイザー 伊東孝之氏

【第二部】パネルディスカッション

パネリスト:京都大学客員准教授 瀧本哲史先生

公認会計士:川嶋広行先生(クロスブリッジコンサルティング(上海)有限公司代表)

コーディネーター 弁護士:飯島奈絵先生(京都大学客員教授)

4) 平成26年2月15日(土) 場所:メルパルク京都

テーマ:倒産法の解説と倒産法の具体的案件

講師:京都大学大学院法学研究科教授 笠井正俊先生

なかなか直接講義を受けることができない、とても貴重な時間を持つことができました。個人破産と個人再生の手続きを比較して詳しいご説明があり、質疑応答の時間には、養育費はどういう扱いになるのか、離婚に伴う慰謝料はどうなるのか、など、家事事件がらみの時勢を反映した質問がありました。判例を示しながら丁寧な解説をしていただきました。

研修会の笠井先生のレジュメのうち、特に関心が高い個人破産の同時廃止及び免責の部分を抜粋し、次の頁に **個人破産** として掲載しました。

5) 平成26年3月8日(土) 場所:宇奈月温泉「延楽」

富山県司法書士会魚津支部 研修会

テーマ:合同会社の設立について

講師:司法書士 渡邊 寛 全国司法書士女性会 理事

合同会社は、アメリカのLLCをモデルとして考案された新会社類型です。株主会社と比較して合同会社は設立費用が半分以下ですむことや内部的には大幅な定款自治が認められる等メリットがデメリットを上回る特徴を有しますが、持分会社の負のイメージや株式会社のネームバリューの大きさが一般国民の間にまだまだ浸透しており、設立件数は、平成18年5月～平成25年12月の期間で約6万2千社に留まっています。

個人破産

(1) 個人破産の特徴

- ・法人破産と対比しての個人破産の特徴について、レジュメ資料参照。(ご入り用の方はご連絡ください)
- ・日本の社会で実際に最も数多く生じている破産手続は、個人についての自己破産(同時廃止または少額管財)→免責という手続。

(2) 同時破産廃止(同時廃止)・いわゆる少額管財

○同時廃止の意義・要件・効果

- ・破産手続の終了原因には破産手続終結決定(破220条)と破産手続廃止決定(破216条～219条)とがあり、後者のうち、破産手続開始時に破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認められるときに、破産手続開始の決定と同時にされるのが同時廃止決定である(破216条)。破産手続を続行するのが無意味であることがこのような決定をすべき理由である。
- ・同時廃止決定をするときには、破産手続開始決定の際に破産管財人の選任等の同時処分(破31条1項)はされない。
- ・同時廃止決定がされ、それが確定すると(即時抗告について破216条4項参照)、破産手続は終了する。破産債権の届出・調査・確定、破産財団の換価、配当の手続は行われない。
- ・同時廃止の場合、強制執行等の禁止・失効の効果(破42条1項、2項本文)、訴訟手続の中断(破44条1項)も生じないと解される(破44条6項参照)。ただし、免責許可決定申立てがされている場合の強制執行等の禁止・中止・失効(破249条)について、後記(4)参照。

○運用

- ・昭和58年頃のサラ金破産の激増以降、消費者の破産事件においては「自己破産の申立て→破産手続開始決定+同時廃止決定→免責決定」と進む事件が多くなっていた。
- ・しかし、平成10年頃以降、いわゆる少額管財という運用がされている(予納金(破22条)20万円で破産管財人を選任するなど)。例えば、債務者の財産に現金が20万円以上ある場合や、不動産があつて被担保債権が評価額の1.5倍未満である場合等には、同時廃止決定をせずに、破産管財人を選任して財産を調査させ、一定の配当をすとか、配当をせずに異時廃止(破217条)で終了させるなど。…モラル・ハザードの防止や、自由財産の範囲の判断のためにも破産管財人の選任が必要である等の考慮。
- ・また、同時廃止を予定しつつも、自己破産の申立て後、破産手続開始決定前に、申立代理人が債務者を指導して、総債権者への一定の按分弁済をさせた上で、同時廃止決定がされるといった運用もされる(債務者が現金以外に20万円以上の価値のある財産を所有している場合に、その財産を換価させて総債権者に平等に弁済させるなど)。

(3) 自由財産

○意義:自由財産とは、破産者の財産のうち、破産財団に属さない財産をいう。

○種類

①新得財産:破産手続開始時より後に破産者が得た財産・破34条1項で破産者が破産手続開始時に有する財産が破産財団となり(固定主義)、その後に得た財産(新得財産)は自由財産となる。

・破産手続開始前に生じた原因に基づいて行うことがある将来の請求権は破産財団に属する(破34条2項)ので、新得財産には当たらない。→(例)退職金債権

のうち、破産手続開始前の労働の対価に相当する部分であつて、③の差押禁止財産に当たらない部分は破産財団に属する。

②99万円の現金(破34条3項1号)(民執131条3号の差押禁止動産としての金銭の額は民事執行法施行令1条により66万円であり、その1.5倍の99万円の金銭が破産財団に属しないとされる。)

③差押禁止財産(破34条3項2号本文)…民執131条(②でカバーされる3号を除く)、152条、信託法23条1項、労働基準法83条2項、生活保護法58条等。ただし、民執132条により差押えが許されたもの、破産手続開始決定後に差押えが可能となったものについては、破産財団に属する(破34条3項2号ただし書)

・一身専属権については、差押えの対象とならないので、破産財団に属せず、自由財産になると解されている(本人の行使前の扶養請求権・財産分与請求権・遺留分減殺請求権等)。

④破産財団から破産管財人が放棄した財産(破78条2項12号参照)

⑤自由財産拡張の裁判によって認められた財産

・裁判所は、破産手続開始時以降一定の期間、破産者の申立て又は職権で、破産者の生活の状況、破産手続開始時の自由財産の種類・額、破産者の収入の見込みその他の事情を考慮して、破産財団に属しない財産の範囲を拡張する決定をすることができる(破34条4項)。

・この決定をするに当たり、裁判所は、破産管財人の意見を聴かなければならない(同条5項)。

・具体的な運用の例として、対象適格性を有する財産として、預貯金・積立金、保険解約返戻金、自動車、敷金・保証金返還請求権、退職金、電話加入権、過払金返還請求権(同請求権は申立時において回収済み、確定判決取得済み、又は返還額及び時期について合意済みのものに限る)について拡張を認め(それ以外の種類の財産も、当該財産が破産者の経済的再生に必要なかつ相当であるという事情が認められる場合には対象となる)、金額は、時価で評価した価額の合計額が、自由財産となる現金との合計で99万円以下となる範囲内で拡張を認めるというもの。

(4) 免責

○意義

- ・免責は、破産法248条～254条の定めるところにより、個人である破産者について、破産債権についての責任を免れさせる制度である。
- ・免責許可決定の確定の効果(破253条1項本文)については、このように破産債権について破産者の責任を免れさせるものである(債務自体が消滅するのではない。いわゆる自然債務となる)と解する考え方(伝統的通説であり、破253条1項本文の文言に忠実である。「自然債務説」と、債務を消滅させるものであると解する考え方(有力説。「債務消滅説」)がある。

○手続

- ・制度上、手続としては、破産手続と免責手続とは別のものである。しかし、実質的には、破産者に、破産清算後の新得財産を元手に経済的再出発(フレッシュ・スタート)の機会を与え、経済生活の再生(破1条参照)を図らせようとするものであるから、両者の一体性を肯定し得る。現行法は、これらを前提に手続が組み立てられている。
- ・個人である債務者(破産手続開始決定後は破産者。破248条4項参照)は、破産手続開始申立ての日から破産手続開始決定確定後1か月以内に、免責許可の申立てをすることができる(破248条1項。期間制限の例外につき、同条2項)。債務者が破産手続開始の申立てをした場合(=自己破産申立ての場合)、反対の意思を表示しているときを除き、当該申立てと同時に免責許可の申立てをしたものとみなされる(破248条4項。「みなし申立て」)。
- ・免責許可申立てには債権者名簿の提出を要する(破248条3項、破規74条立てにおける債権者一覧表(破20条2項、破規14条1項)が債権者名簿とみなされる(破248条5項)。…虚偽の債権者名簿・債権者一覧表の提出は免責不許可事由となり(破252条1項7号)、知りながら債権者名簿・債権者一覧表に記載しなかった破産債権は非免責債権となる(破253条1項6号)。
- ・免責許可の申立てがある場合には、同時廃止、異時廃止又は手続終結により破産手続が終了しても、免責許可申立てについての裁判が確定するまでの間、破産者の財産に対する破産債権に基づく強制執行等はすることができず、既にされている強制執行等は中止する(破249条1項)。免責許可決定が確定すれば、中止した強制執行等はその効力を失う(同条2項)。
- ・免責についての調査・報告(破250条)、意見申述(破251条)。破産者が調査に対する説明を拒否したり虚偽の説明をしたりすると、免責不許可事由となる(破252条1項8号)。

○免責許可決定の要件

- ・債務者について破産手続開始決定がされたことが要件となる(破248条4項の破産者についての免責許可制度)。破産手続終了前でも免責許可決定は可能。
- ・裁判所は、破産者について、次の免責不許可事由のいずれにも該当しない場合には、免責許可決定をしなければならない(破252条1項)。

○免責不許可事由(破252条1項各号)

- ①詐害目的での財団価値の不当減少行為(財産の隠匿・損壊、債権者に不利益な処分等、破産財団の価値を不当に減少させる行為一般が含まれる。)
 - ・詐害目的が必要。詐害行為否認の要件である「害することを知って」(破160条1項1号)のように債務者に詐害性の認識があるだけでは足りず、債権者の破産手続における満足を低下させようとする積極的な詐害意思が必要である。
 - ・自己又は他人の利益を図るのが目的の行為(例えば、地位、名誉の保持のみが目的である場合)は当たらない。もっとも、自己の利益のために一定の価値のある財産を隠匿する行為は、上記のような詐害目的の発現と推認するのが相当であると考えられている。
 - ・破265条1項1号～4号に掲げられている詐欺破産罪の構成要件該当行為を含む。
 - ・「財産の隠匿」：債務者の財産の発見を債権者にとって不能または困難にする行為。
例：登記や占有の移転等により財産の所有関係を不明にする。財産を場所的に移動させてその所在を不明にする。
- ②破産手続開始を遅延させる目的で行う不利益処分等(著しく不利益な条件での債務負担、信用取引によって買入れた商品の著しく不利益な条件による処分)
 - ・破産手続の開始を遅延させる目的とする行為であるので、債務者が支払不能の状態にあり、これを認識していることが前提として必要となる。
 - ・著しく不利益な条件での債務負担：債務の弁済期限、利率、担保等に関して取引社会の実情からみて不合理な程度に債務者に不利益な借入れ等のこと。
例：弁済期の到来した債務を弁済して支払不能状態にあることを隠すために、新たに高利の借入れをする。
 - ・信用取引によって買入れた商品の不利益な条件での処分：信用取引(クレジット・カードでの購入、割賦販売での購入等)によって取得し、破産財団に属すべき財産となった商品を著しく低廉な価格で処分すること(現金買入業者や古物商への換金売り、流質を意図した質入れ)など。
- ③非義務的偏頗行為
 - ・例：担保提供等の特約がないのにされた担保提供行為(抵当権、質権、譲渡担保権等の設定)；特約がないのにされた代物弁済、更改、相殺適状にない債権債務の合意相殺；期限前の弁済
- ④浪費または賭博その他の射幸行為による著しい財産の減少・過大な債務負担
 - ・「浪費」：必要かつ通常を超えて債務者の財産状態に対して不相応な支出をすること。債務者の財産や収入の状況、社会的地位、生活環境等に応じ、支出した金額、使途、動機・目的等について、社会的許容性をも含めて総合的に考慮し、「浪費」に当たるかどうか判断される。
例：多額の衣服や宝飾品の購入、高価な自動車の購入、遊興費・飲食費・交際費の支出、株式取引、住宅購入、知人への資金援助等。
 - ・「賭博」：賭事、博戯

・「その他の射幸行為」：投機を目的とする証券取引、商品取引等

・著しく財産を減少させ、または、過大な債務を負担したかも、債務者の財産状態、職業等との関係で社会通念に照らして、総合的に判断される。

⑤詐術を用いた信用取引での財産取得(破産手続開始申立日の1年前の日から手続開始決定日までの間)

・債務者が支払不能状態であり(破産手続開始原因。破15条1項)、債務者が自己の支払不能状態を認識していることが要件となる。

・「詐術」：相手方に支払不能ではないと信じさせるために用いられる欺罔手段。…解釈が分かれる。

(ア)積極的な行為が行われた場合に限られる(大阪高決平成2年6月11日判時1370号70頁、伊藤546頁等)

(イ)財産状態についての単なる不告知も含む(大阪高決平成元年8月2日判タ714号249頁、仙台高決平成5年2月9日判時1476号126頁等)…こちらの考え方によって免責不許可事由に当たるとしても、裁量免責(後記)の可能性あり。

・免責が認められたとしても、信用取引による相手方の債権が非免責債権(破253条1項2号)とされる可能性が残る。

⑥業務財産関係の帳簿等の隠滅・偽造・変造(…破270条の該当行為を含む)

⑦虚偽の債権者名簿の提出(…債権者名簿の提出について前記)

⑧裁判所の調査に対する説明拒否・虚偽説明(…破271条の該当行為を含む)

⑨不正の手段による破産管財人等の職務の妨害(…破272条の該当行為を含む)

⑩7年以内の再度の免責の不許

・短期間内に免責の効果を再度債務者に与えることによるモラル・ハザードの抑止。

・(イ)の破産免責のほかにも、過去に(ロ)民事再生法に基づく給与所得者等再生での再生計画が遂行されたとき、又は(ハ)小規模個人再生もしくは給与所得者等再生でのいわゆるハードシップ免責(民再235条1項、244条)がされたときには、再生計画認可決定の確定の日から7年以内に免責許可申立てがされたことを不許可事由としている。…これらは、債権者の意思(決議)に基づかずに債務者が免責されたことから、破産免責と同様に取り扱うこととされている。これに対し、通常の再生手続や小規模個人再生の場合は、免責(民再178条)が債権者の決議(民再169条～172条の5、230条)で可決されたことが前提となっているので、性質が異なるものと考えられ、免責不許可事由とはされていない。

⑪破産手続中の義務違反行為(破268条、269条、271条の該当行為を含む)

・説明義務(破40条1項1号)、重要財産開示義務(破41条)、免責手続における調査協力義務(破250条2項)、債務者の財産に関する保全処分(破28条1項)によって命じられた制限・禁止、居住に係る制限(破37条)、債権調査期日への出頭義務(破121条3項本文)等。

○裁量免責(破252条2項)

・免責不許可事由が存在しても、裁判所は、裁量で免責許可決定をすることができる。

○免責の効果(破253条)

・責任を免れること(破253条1項本文)の意味につき、上記「意義」参照。強制執行手続の失効について上記「手続」参照。

・保証人に対する債権者の権利や物上保証人の提供した担保に影響を及ぼさない(破253条2項)

○非免責債権(破253条1項ただし書)

・2号の「悪意」の不法行為は、単なる故意よりも強い意思(積極的害意など)を必要とするとの見解が有力。

・3号の生命又は身体に対するものは、「悪意」よりも主観的要件を緩めて被害者の保護を図ったもの。

・非免責債権に基づく強制執行手続も、免責許可申立てがあれば中止する(破249条1項)。同条2項により効力を失うかどうかは問題であるが、その場合も効力を失うと解するのが一般的見解である。これによると、強制執行申立てをし直す必要があることになる。

○免責取消しの決定(破254条)

(5)復権(破255条・256条)

・復権とは、破産手続開始によって破産者に発生する人的な効果(資格や権利に対する制限等)を消滅させ、本来の法的地位を回復させることをいう(破255条2項)。

・当然復権(破255条1項)と申立てによる復権(破256条)とがある。

・破産者が制限される資格の例として、司法書士(司書5条3号)、弁護士(弁7条5号)、公証人(公証14条2号)、司法修習生(司法修習生に関する規則17条3号)、公認会計士(公認4条4号)、税理士(税理、条3号)、弁理士(弁理8条1項5号)、宅地建物取引業・宅地建物取引主任者(宅建業5条1項1号、18条1項3号)、質屋(質屋3条1項5号)、貸金業(貸金6条1項2号)、建設業(建設8条1号)、建築士事務所(建築士23条の4第1項1号)、警備業者・警備員(警備3条1号、14条1項)、後見人(民84条3号)852条)、保佐人(民876条の2第2項)、補佐監督人(民876条の3第2項)、補助人(民876条の7第2項)、補助監督人(民876条の8第2項)、遺言執行者(1009条)等。

私事、本年83歳をむかえ戦中戦後の食糧事情のよくない状況下に育った私がここまでこの年をむかえることができた事は今更ながら感無量で御座居ます。

昭和31年に認可をいただき、昭和32年1月より開業いたし、本日に至っているのですであります。

開業当初の登記関係の取扱いから現在に至る迄、種々の改正があり、管轄法務局の統廃合等めまぐるしい変動がありました。

又、オイルショック等により業務は多難な状況も御座居ました。

然しながら、過去をふりかえる事は進歩がないと考え、前向きに本日迄業務を続けて参りました。

唯々老いはどうしようもなく身にせまって参りました。ここ2年は体調を崩したりして何とも自分自身やるせない気持ちでいっぱいであります。

女性会の皆様とお会いしてそのバイタリティをいただき、あと数年は仕事を続けていく所存で御在居ます。皆様の御役に立てる存在ではありませんがどうぞ今後とも宜しくお願い申し上げます。

皆様の御健康と御発展を心より祈念致します。

「青春の詩」 ウルマン

年を重ねるだけでは人間は老いない

理想を失う時に初めて老いがくる

人は信念と共に若く 疑惑と共に老いる

人は自信と共に若く 恐怖と共に老いる

人は希望がある限り若く 失望と共に老いる



2014年6月14日 長谷川歌子名誉会長 表敬訪問

女性行政書士交流会に参加して

全国女性司法書士会 副会長 宮原恵子

開業したのが長野県の地方都市、上田市人口約20万人、さしたる縁故者もない為、行政書士の資格もあった方が有利(?)。そんな考えで行政書士も開業しました。もちろん、出来るのは農地転用ぐらいですが…。

そんな中、開業間もない頃、ひまな事務所に来た通知は全国女性行政書士交流会のお知らせでした。全国的女性行政書士ってどんな仕事をしているのかな、どんな先生達がいるのかな、という単純な思いで、第6回の全国女性行政書士交流会in福井(平成7年6月)に参加してみました。それ以降数十年…毎年出席は無理ですが、出来る限り出席し、楽しんでます。

理由は?…おもしろい基調講演等があります。地方ごとに工夫を凝らし、有名人とまでいなくても、地方で活躍している、地方で頑張っている(?)先生が来ます。

最近(平成24年)の熊本での交流会は「赤ちゃんポスト」を設置したその熱い思いと、行政と粘り強い交渉過程のお話でした。どうしたら一人でも多くの「赤ちゃん」を救えるか、深い、熱い思いに、本当に感激しました。やむを得ない理由(事情)で育てられない人が世間には多分沢山(?)いる、そして手放さざるを得ない人達を救う。昔は「コインロッカーに捨てられた赤ちゃん」、そん

な赤ちゃんを助けた。でも、行政の壁も世間の理解も得られなく、本当に大変な苦勞をしてやっと認められた「赤ちゃんポスト」。特に西欧では、赤ちゃんは社会が育て育むのもの。個人主義とか言われている西欧でも、緩やかな優しい素晴らしい世界観。日本では、個人が、家族が育てるもの。そんな世界観の中、やはり赤ちゃんを育てるのは大変。でも、一人でも幸せになれる赤ちゃんがいることを願っています。

その他、基調講演の後は、10ほどのグループに分かれ、それぞれの仕事の困り事等の話(行政書士の業務範囲は広い!)etc…。

開業0年の人から、85歳のベテラン先輩まで多種多様の先生達。1年に一度、ちょっとおもしろい(?)、元気をもらえる、全国女性行政書士交流会です。ちなみに今年は6月下旬、三重県桑名市での開催です。約120名位の参加だそうです。

もちろん、私も参加予定です。

私が、FAX通信を担当し始めたのは、2011年(平成23年)9月号からです。
前任の滝川副会長から引き継いだのですが、欠号をしてはいけないという滝川副会長の熱い思いにお応えができず、とうとう26年5月号は欠号です。
大変申し訳ないと思いながらも、内容のない通信をお送りすることが、私にとって心苦しいことなので、今後も欠号はあり得るかもしれません。

その代り、新鮮な内容がありましたら、今まで通り号外を出していききたいと思います。
原稿を出してくださる会員みなさんにも、まずは感謝いたします。
原稿がなければ、始まりませんから。

FAX通信は、当初FAXでお送りしていたのですが、メールで受け取っていただく方も増え、現在は2つの方法でお送りしています。
しかしこちらの登録ミスなのか、メールが届いていない方も毎回数名あり、FAXの場合は、つながらなかったり、使用中だったりして、一度にお送りできていません。

何度も、未送信の方には再送していますが、もし届いてない方がありましたら、ご連絡をお願いいたします。

FAXからメールに変更は大歓迎です。ご連絡ください。

また、業務廃止や退会される場合も、お手数ですが、ご一報をよろしくお願いいたします。

平成12年ころから、私の拙い(閑話)を時々書かせていただいています。
全くの私のプライベートな個の思いをつづったものです。どうか、さらっと流してお読みいただけると幸いです。

会員の皆様、いつでも原稿をお待ちしています。今後とも、よろしくお願いいたします。

平成25年度 各士業女性合同研修会・報告

1. 日時:平成25年11月30日(土)14:00～16:30
2. 場所:日本公認会計士協会近畿会 研修室
3. 研修テーマ:「企業の海外進出 ～専門家としてアドバイスすべきこと～」

第一部 JETROによる海外進出事例の紹介

第二部 パネルディスカッション

要旨

第一部JETROによる海外進出事例の紹介

講師:伊藤孝之(貿易・投資アドバイザー)
『伊藤氏による海外進出事前準備の流れ』

1.海外進出事業推進メンバー選定(計画・調査・実行)

- ・中小企業の場合、人材面から社長が意欲的に先頭に立つ必要がある
- ・社外メンバーの招集も検討
→製造、設計、販売、総務、企画などのメンバーを集め、横断的なプロジェクトチームを形成することが重要

2.進出目的の明確化

『何のために進出するのか』…コンセンサスをまとめる

ex)市場開拓、新規事業打ち上げ、コスト対策、部品・商品の調達拠点設置、大口取引先の海外移転→進出目的の妥当性、勝算を検討し共通意識を構築

3.自社の強み・弱みの分析

【SWOT分析】強み(Strength)、弱み(Weakness)、機会(Opportunity)、脅威(Threat)

自社の強み・弱みを分析→現地の法制度や税制度を調査→進出先決定

4.進出国の調査・選定(Feasibility Study)

実行可能性の研究・調査(FS)

- (1) 制度上:貿易為替制度、投資制度、税制、外国人就業規則
- (2) 一般状況:人件費、輸送ルート・時間、原材料の調達力
- (3) 販売先:国内に輸入、新規販路開拓、第3国への販路開拓

※これらの調査をする際にJETROは情報量、コストの面から見て優秀な機関であると言える

5.進出形態の決定

- ・進出形態：現地法人、支店、駐在員事務所
 - ・出資比率：独資、合弁
- 業種・業態により出資比率の上限が決まっており、進出国の外資規制を要確認

6.事業計画の作成

【留意事項】

- ・事業として成り立つための売上、投資回収の目途を検討(3～5年で黒字化できるプラン)
- ・途上国ではリスクを勘案し5～7年で回収できるプラン
- ・現地関係省庁へ提出する事業計画は必ずしも内部計画と同じである必要はない

7.行動計画表作成及び実行

上記1～4は進出先決定前、5～7は決定後に、綿密に作りこむことで海外進出失敗のリスクを軽減することができる。

第二部 パネルディスカッション『企業の海外進出～専門家としてアドバイスすべきこと～』

パネリスト：瀧本哲史氏(京都大学客員准教授)、川嶋広行氏(クロスブリッジコンサルティング(上海)有限公司代表・公認会計士)

コーディネーター：飯島奈絵(弁護士(日本・ニューヨーク州)、京都大学客員教授)

以下、ディスカッションの内容まとめ

人材が豊富であり各ポストが確立されている大企業とは異なり中小中堅企業では、海外進出の決定が社長の独断によってなされることが多い。決定後に、営業担当者などが中心となり具体的な準備を進めることとなるため、事前準備の精度が不十分なことによる失敗が数多く見られる。また、大企業においても、表に出てくることは少ないが、海外進出に失敗し撤退を余儀なくされたケースは多々存在する。これらは動機の明確化が不十分な場合や、研究・調査(FS)が不足していた場合などごく基本的な要素が原因であることが多い。

ex)大手人材派遣会社：中国市場に進出するも撤退(文化の違いから結婚情報誌、就職情報誌の市場開拓が不振に終わる)(瀧本氏)

近年、ミャンマーを中心とした東南アジア方面に進出する企業が多く見られるが、中にはこの全体の大きな流れに乗り遅れてはならないという思いの下で海外進出の決定を独断的に下す社長も一定数存在する。このような場合、動機が不明瞭なままであるため長期的な投資回収が見込めない。「とりあえず行ってからなんとかする」では必ず失敗する。(川嶋氏)

【交渉術に関して】

多くの中小中堅企業の場合、進出先で先頭に立ち交渉にあたるのは実践的な交渉術を身に付けていない営業担当者であることが多い。また、社長の決定ありきで進出を大前提とした交渉を展開することとなるため、不利な条件の際に進出自体を取りやめるという選択肢が存在しない。(瀧本氏)

交渉の際には

- ・BATNA(Best Alternative To a Negotiated Agreement)：交渉が決裂した時の対処策として最も良い案。

- ・サunkコスト(sunk cost)：事業に投下した資金のうち、事業の撤退・縮小を行ったとしても回収できない費用。

などのキーワードを念頭に置き、不利な条件下での海外進出を避ける必要がある。(瀧本氏)

合弁の場合、条件次第ではパートナーの企業に甘い汁を吸いつくされ撤退を余儀なくされた例も存在する。

【進出後の運営】

進出先でどのような事業運営がなされているのかを本国側が把握できなくなるケースが多い。実態を把握しないまま増資を繰り返し、サunkコストが増大していく。(川嶋氏)

また、海外進出した企業を専門とする悪徳なコンサルも存在し、これらによる被害を未然に防ぐために、複数のコンサルに競わせるなどといったリスクマネジメントが重要である。(瀧本氏)

【各土業の役割】

上記のように、中小中堅企業の海外進出は「撤退」や「見直し」という選択肢に欠ける条件の下で推し進められることが多く、失敗に終わるケースが多い。各土業は各々の分野の専門家として、盲目的になりがちな進出準備段階において客観的な観点から「撤退」や「見直し」といった選択肢も存在することを明示することが求められる。



2013年度 各士業女性合同研修会 2013年11月30日(土) ※報告は10・11頁に

各士業女性合同研修会は、毎年秋に大阪で開催される弁護士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、司法書士による合同研修会です

2014年の各士業女性合同研修会の日程は、11月15日(土曜日)午後1時半から大阪弁護士会館で開催予定です。

テーマは「5士業に聞く～相続改正を踏まえて～」です。自由参加ですので、是非ご参加ください。

【お申し込み】FAX：072-683-8305 電話：072-083-0283 司法書士法人鵜川事務所まで

編集後記

副会長 鵜川智子

ローカル電車で旅をしていると、目的地に時間通りには到着しない。ローカル電車では急いでも無理な理由は、遅れてくる接続電車を待つためである。のんびり、ゆっくり、時間を気にせずに、まあ、そのうちに目的地に着けばと列車にゆられるしかない。

人生の後半もローカル電車のように、のんびり、ゆっくりでいいのかもと、ふと思ったりする。50歳を過ぎれば、間違いなく、人生の後半に入ったといえるでしょう。若くてがむしゃらな30代にも、きれいで美しい40代にも戻れるわけがない。とすれば、何も考えず、「万事塞翁が馬」と、のんびり構えるほうがよいのかもしれない。

さて、全国司法書士女性会の前身である大阪司法書士女性会は、滝川あおい(現在、全国司法書士女性会副会長)を中心に、司法書士の旧姓使用制度を実現した。この制度の実現により、女性が結婚後、看板や名刺を変えることなく、業務を行うことができるようになった。しかし、この制度における不都合が近年指摘されている。まず、銀行預金名義についてである。銀行は本人確認書類として、免許証や住民票の氏名でなくては預金通帳の発行を行わない。そのため、業務を旧姓で行う場合、振込の銀行

口座名義が婚姻後での姓であることの説明が、そのたびごとに求められる。これは、女性にのみ課された業務に対する大きな不利益である。

司法書士は、銀行通帳のほか、成年後見制度においても、本名と職業名が異なる事態が生じるし、司法書士法人の理事でも同様に、本名でしか登記名義人になれず、不都合が生じる。

また、この事態は、他業種でも同様な不便が生じている。公認会計士においては、社外取締役女性公認会計士が就任する場合、業務上の旧姓との齟齬が生じる。一般企業でも、取締役役に就任した場合、本名でしか登記ができないことから、これまでの業務上の氏名との不一致が生じる。

そこで、住民票に「旧姓で公的証明書の発行を希望する」と記載した場合、すべての公的証明書(印鑑証明書、免許証、健康保険証、年金手帳)を旧姓で発行するべく、住民基本台帳法7条の改正を求めているかがだろうか。全国司法書士女性会では、この問題に選択的夫婦別姓制度の早期実現とともに、検討に入る予定である。